

●仕事と生活の調和が実現した社会

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の中でも定義されています。

具体的には、①「就労による経済的自立が可能な社会」経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保でき

る社会。②「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」とは、働く人々の健康が保持され、家族・友人などの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを有する豊かな生活ができる社会。③「多様な働き方・生き方が選択できる社会」性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている社会です。

1

「田村まみ」がめざす
「誰にでも優しい社会」とは...

誰もが自らの選択でチャレンジできる「共生社会」をつくりまします。

一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実現できる働き方の構築

いわゆる非正規雇用の労働者の割合が増加し、格差拡大や新たな貧困が課題となっています。ワーク・ライフ・バランスの改善が進んでいません。これまでの日本の雇用システムではそうした課題に対応できていたとは言えません。

将来に向けては、世界的にも社会の持続可能性の危機に直面しています。その克服に向け、経済のグローバル化や技術革新のプラス面を活かして、物質的な豊かさを越える視点が求められています。

私たちがめざす労働の姿は、日本的雇用システムの良さを引き継ぎ、それをワーク・ライフ・バランスとダイバーシティ(多様性)と両立する形で構築することが理想形です。「人」を大切にす企業として、高いスキルの人材を育て、いかすことで、長期にわたり高い付加価値が生み出される社会とすることはなりません。



- ▶ 正規も非正規もない、一人ひとりに納得でき生活できる賃金の実現に取り組みまします。
- ▶ 復職支援制度や学び直しの機会の提供の促進に取り組みまします。

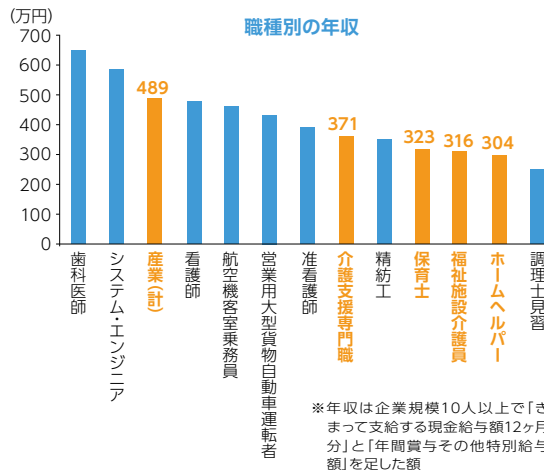
介護する側もされる側も必要な支援が受けられる介護サービスの充実

仕事と生活を両立できる社会を実現する上で、医療・介護・保育など社会保障制度の確立は重要な柱の一つです。住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療と介護の連携強化をし、すべての人の公平な医療アクセスを保障するため、持続可能な医療保険制度の確立が必要です。

近年、家族などの介護を理由とする離職は年間10万人以上、保育では潜在的ニーズを含めた待機児童が年間7万人を超えるなど、サービスの拡充が求められている中、サービス提供に不可欠な人材確保が大きな課題となっています。誰もが必要な時に質の高いサービスを受けられるようにするためには、そこに働く従業員の賃金・労働条件の問題を改善し、人材の定着をはかることともに、離職した人への復職支援、これからの担い手となることをめざす人への支援の充実が必要です。



- ▶ 介護人材確保と地域包括ケアシステム構築の促進に取り組みまします。



すべての人があきらめることのない、バリアフリーな働き方の促進

厚生労働省の調査(2015年6月時点)によれば、雇用障がい者数(約45.3万人)、実雇用率(1.88%)ともに過去最高を更新しましたが、法定雇用率達成企業割合は47.2%と低迷しています。障がい者の雇用促進と職場への定着促進が求められるとともに、家族の負担を軽減し、仕事と家庭を両立するための支援を整備しなければなりません。



- ▶ 障がい者が地域で尊厳をもって生活する権利を保障した共生社会の構築に取り組みまします。

